# 任意後見監督人選任審判手続(流れ図)

## 申立て準備

申立ての手引をよくお読みになり、提出書類一覧に書いてある書類の準備を してください。



#### 申立て

準備した書類を本人の住所地を管轄する裁判所にお持ちいただくか、郵送して、申立てをしてください。

※注意:申立てをした後は、裁判所の許可を得ないと取り下げる(手続をやめる)ことはできません。



#### 調査

申立人, 任意後見受任者調査 本人調査, 精神鑑定(必要があれば) 親族への照会(書面照会等)



### 審判

本人,任意後見受任者及び任意後見監督人に対し,任意後見監督人を選任する旨の審判書が郵送されます。審判書が郵送された後,裁判所の嘱託により,東京法務局に後見登記されます。(嘱託から登記されるまで,約2週間かかります。)



初回報告書類(財産目録,収支予定表等)の作成,任意後見監督人への提出 初回報告書類については、任意後見監督人から指示された期限までに、任意 後見監督人に提出してください。



## 後見事務の監督

# 任意後見契約の終了

本人が死亡したときや法定後見が開始したとき、任意後見契約を解除したとき(監督人選任後は裁判所の許可が必要になります。)等に終了します。